

通知「GHG削減効果があるとされる資材の飼料安全法 における取扱いについて」の概要

1. みどりの食料システム戦略では、牛のゲップ等由来の温室効果ガス（Green House Gas（GHG））を抑制する飼料の開発に取り組むこととしており、今後、GHG削減効果があるとされる飼料原料又は飼料添加物（以下「GHG削減資材」という。）の普及が見込まれます。
2. このため、今般、飼料安全法[※]におけるGHG削減資材の取扱い（飼料添加物としての指定、販売時の表示等）について改めて整理しましたので、お知らせします。

[※] 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）
3. なお、GHG削減資材の取扱いについては、農業資材審議会飼料分科会等においても審議等を行い整理してきたところですが、今般の通知は、それらの内容を取りまとめたものです。

第58回農業資材審議会飼料分科会

<https://www.maff.go.jp/j/council/sizai/siryou/58/index.html>

第62回農業資材審議会飼料分科会

<https://www.maff.go.jp/j/council/sizai/siryou/62/index.html>

<第58回>



<第62回>



ご不明な点等ございましたら、以下担当までご連絡ください。

担当： 農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課 飼料安全基準班
吉戸（よしと）、中村
TEL：03-3502-8111（内線：4546）
E-MAIL：feed_additive@maff.go.jp